

2 少年鑑別所
 前項の刑務所、少年刑務所及び拘置所は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）の規定による刑事施設として置かれるものとする。

(刑務所、少年刑務所及び拘置所)

第九条 刑務所、少年刑務所及び拘置所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 懲役・禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第一百三十一号）の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行うこと。

二 前号に規定する者のほか、法令の規定により刑事施設その他これに附置する施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容すること。

三 法務大臣は、刑務所、少年刑務所又は拘置所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、刑務所、少年刑務所又は拘置所の支所を設けることができる。少年院

第十一条 少年院は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第一項第二号（同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る。）及び第三号の保護処分の執行を受ける者、同法第五十六条第三項の規定により少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者その他の法令の規定により少年院に収容すべきこととされる者を収容し、これらの者に対し矯正教育その他必要な処遇を行うこと。

二 前号に規定する者のほか、法令の規定により少年院に収容することができることとされる者を収容すること。

三 少年院及びその分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

(少年鑑別所)

第十二条 少年鑑別所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第一項第二号並びに第六十四条第一項各号及び第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る。）及び第三号の保護処分の執行を受ける者、同法第五十六条第三項の規定により少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者その他の法令の規定により少年院に収容することができることとされる者を収容すること。

二 前号に規定する者のほか、法令の規定により少年院に収容することができることとされる者を収容すること。

三 少年鑑別所及びその分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

(少年院)

第十三条 地方支分部局

(設置)

第十四条 矯正管区

第十五条 地方更生保護委員会

第十六条 矯正管区は、法務省の所掌事務のうち、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の運営の管理に関する事務を分掌する。

(矯正管区)

第十七条 地方更生保護委員会は、更生保護法第十六条各号に掲げる事務をつかさどる。

(地方更生保護委員会)

第十八条 法務局及び地方法務局

第十九条 法務局は、政令で定めるところにより、法務局の長に、地方法務局の事務を指揮監督させることができる。

第二十条 法務大臣は、法務局若しくは地方法務局の一部を分掌させるため、所要の地に、法務局又は地方法務局の支局を置くことができる。

(法務局)

第二十一条 法務局は、法務局若しくは地方法務局の一部を分掌させるため、所要の地に、法務局又は地方法務局の支局を置くことができる。

(地方法務局)

第二十二条 法務大臣は、法務局若しくは地方法務局又はその支局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、法務局若しくは地方法務局の出張所を置くことができる。

(出張所)

第二十三条 法務局若しくは地方法務局の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、法務省令で定める。

(地方法務局)

第二十四条 保護観察所は、更生保護法第二十九条各号及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第十九条各号に掲げる事務をつかさどる。

(保護観察所)

第二十五条 保護観察所の支部

第二十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、法務省に、出入国在留管理庁を置く。

(第一款 任務及び所掌事務)

第二十七条 出入国在留管理庁の長は、出入国在留管理庁長官とする。

(長官)

第二十八条 出入国在留管理庁は、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第二十九条 出入国在留管理庁は、前条第一項の任務を達成するため、第四条第一項第三十二号から第三十四号まで、第三十六号、第三十七号及び第三十九号に掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

第三十条 出入国在留管理庁に、出入国在留管理庁は、前条第二項の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

(第二款 施設等機関)

第三十一条 出入国在留管理庁に、出入国在留管理庁は、前条第二項の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

(入出国收容所)

第三十二条 出入国在留管理庁に、出入国在留管理庁は、前条第二項の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

(入出国收容所)

第三十三条 出入国在留管理庁に、出入国在留管理庁は、前条第二項の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

(入出国收容所)

第三十四条 出入国在留管理庁は、前条第一項の任務を達成するため、第四条第一項第三十二号から第三十四号まで、第三十六号、第三十七号及び第三十九号に掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

第三十五条 法務大臣は、保護観察所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、保護観察所の支部を置くことができる。

(外局)

第三十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、法務省に、出入国在留管理庁を置く。

(第一節 設置)

第三十七条 出入国在留管理庁の長は、出入国在留管理庁長官とする。

(長官)

第三十八条 出入国在留管理庁は、出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第三十九条 出入国在留管理庁は、前条第一項の任務を達成するため、第四条第一項第三十二号から第三十四号まで、第三十六号、第三十七号及び第三十九号に掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

第四十条 出入国在留管理庁は、前条第二項の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

(第二款 施設等機関)

第四十一条 出入国在留管理庁に、出入国在留管理庁は、前条第二項の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

(入出国收容所)

第四十二条 出入国在留管理庁に、出入国在留管理庁は、前条第二項の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

(入出国收容所)

第四十三条 出入国在留管理庁に、出入国在留管理庁は、前条第二項の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

(入出国收容所)

第四十四条 出入国在留管理庁は、前条第一項の任務を達成するため、第四条第一項第三十二号から第三十四号まで、第三十六号、第三十七号及び第三十九号に掲げる事務をつかさどる。

(所掌事務)

第四十五条 法務大臣は、保護観察所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、保護観察所の支部を置くことができる。

(外局)

なければならぬ届出等の行為として新法令に相当規定があるものが施行日前にされていないときは、法令に別段の定めがあるものを除き、施行日以後は、これを、新法令の規定により出入国在留管理局長官又は地方出入国在留管理局長に対してもなければならない届出等の行為がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。
(政令への委任)

第六条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和三年五月二八日法律第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年五月二十五日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一次条並びに附則第三条、第五条及び第三十一条の規定
八条の規定
(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定
八条の規定
(政令への委任)

附 則（令和五年六月一六日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第一条（入管法第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定を除く。）並びに附則第三条、第二十六条及び第二十九条の規定、附則

第三十一条中自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第十六条の改正規定並びに附則第三十二条から第三十四条まで及び第三十七条の規定
公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日